

緊急ご報告

## 6月定例議会のあらまし

6月20日の各新聞朝刊には「議場混乱」とか「議員口論」などの見出しで「山中湖村議会流会」の記事が出ていましたが、私の記憶の範囲で正しくご報告します。

●6月19日招集された「定例議会」は、朝10時より始まり、連絡事項などの打ち合わせの後、議長室で「議会運営委員会」(委員長:天野凱弘議員ほか4名)が開かれ、樋口たち他の議員は議員控室で待機。

午後1時半から議場での議会開催が通告され、定刻どおり予鈴(ベル)がなり、議場に向かう。

平野の方々30数名が、傍聴席を埋め尽くしていたが、これは前代未聞とのこと。

村長はじめ執行側役員と向かい合い「一同、礼」との声に互礼を行う。

着席(ひぐちは最前列)をするや否や「議長!質問!」と議会運営委員長である天野凱弘議員の声が続く。これは前代未聞のこと。

「まだ、議長が開会宣言をしていないではないか!」と言う発言があると、すかさず申し合わせたように「質問をさせる!」などと一斉に傍聴席から罵声ともとれる怒鳴り声が発せられる。「開会宣言の権限だ!」とたしなめる先輩議員に向かい「お前は樋口の見方か!」と天野凱弘議員が意味の分からないことを叫んでいる。彼は議事を円滑に進め、議長に協力しなければならぬ立場であり責任があるはずなのだが……。

一体何が始まったのか、議長は当然のことだろうが、私も一瞬理解できなかった。しかし、「お前は樋口の見方か!」との声にこれは私についての「何か」が始まるのだな、傍聴席は彼が呼んだ彼の応援団のようだと察した。

●村長は「多数決で決を取るように」議長に促したが、「開会の権限は議長にあるから、開会宣言をするように!」との声が続く。傍聴席がまた騒ぎだす。

(議会運営上は、後者の意見が正解のはずである。)議長は、傍聴者達への注意と警告を宣し、以後傍聴席からの発言はなくなった。

今度は天野凱弘議員が、「執行部に質問します。今この議場に、村が交流プラザを計画して東京電力から購入した土地に対し、村と裁判をしている3番(樋口)議員がいます。執行部はその経緯と現状について説明をするように」との趣旨の発言がなされた。

すると村長が登壇し「この件について、担当職員から報告をさせます」と発言し着席。

ただちに同席の担当職員が、あらかじめ用意されていたらしく、東電から買入れた土地(私は、ここを平野部落集団の入会地だと主張している)の取得経緯に行政の瑕疵があるとの前提で行っている裁判の、経緯書を克明に読み上げた。

この間、私は、目を閉じて経緯をなぞりながら「これは出来レースだな。落ち着け!」という先なる声に従い深呼吸。

●報告が終わると、すかさず天野凱弘議員が立ち上がり、「3番(樋口)議員!あなたは何のためにこのような裁判をしているのか!第一あなたは何も知らないではないか!我々が昭和22年から田んぼを作り、草を刈ったり水に浸かってサンザン苦労してきたことも何も知らないではないか!あそこ東電の土地は、あなたには耕作権をはじめ何の権利も無いじゃないか!あなたの裁判の目的は一体何なのだ!」と、私に対する質問のようでもあり、反面私を罵っているともとれる発言があった。

本来、議長の「開会宣言」がなされていないのだから、議会運営上においては、法的に何の質問権限も私の回答義務も存在しない、単なる議場の私語的性質の出来事なのだが、「せっかく平野の方々が大勢来ていて、私の信ずる所を申述べる良い機会をつくってもらったのだから、この際、誠意をもって答えよう」と決意した。

「14番(天野凱弘)議員にお答えします。確かに昭和22年頃のことは直接には知りませんが、私が村に来てから(26年前)平野の古老たちの話

や、文献等でそのことはよく知っております。昭和22年以前もマグサ場(馬の餌場や肥料用の草場)として仰るとおり、草を刈ったり耕作をして平野の人達がこの土地を使用してきたことも存じています。

しかしながら、今14番(天野凱弘)議員が仰った、これらの土地に関し『あなたには権利がない』という『権利』、また東電所有地でありながら平野の人達がそのような農耕作をするのができたのは、一体いかなる権利で行い得たのか、その『権利』を明確に説明していただきたい」と逆に質問をした。

当然に明快な回答はなかった。私は、これを『入会権』だと言っている。だから入会民ではない私には耕作権などの権利がないのは当然だ。私が問題にしているのは、下欄コラムのとおりである。

●そこで村長が登壇し「当該土地は、大正5年以前は確かに国有地です…云々」との説明があったが、これらについても私の知り得ている事実や見解の相違、また信ずる所を丁寧に返答した。その後は、村長との討論が主だったが、途中、



同僚議員から「いい加減のことを言うな!」とか「裁判を取下げたつもりはないか!」などという言われ無き質問や野次に対しても、誠意を持って答えたりもする。(まるで「樋口を吊るし上げ」状態で、公私混同をしたとても公職者の態度とは思えなかった)

●私が冷静に答弁しているにもかかわらず、村長から「工事が遅れた損害賠償をあなたに請求する」とか、壇上の机を激しく拳で叩きながら「私は、入会権



は絶対に認めない!」と叫ぶ姿に唖然としていると(入会権は財産権であり、村長が認否できる性質のものではない)、いきなり平野のY議員が、自分の議席を離れ、私の側に立ち止まり

「こういう訳の分からない議員と、これ以上話を続けても意味がない!」と一方的に叫びながら議場を出て行き、「そうだ!そうだ!」と言いながら次々と議場を後にしていった。

私は、自分たちで仕掛けておきながら、一方的な言動に強い怒りを覚えたが、傍聴席と執行部席に深く礼をして議場を去り、議員控室に戻った。

その後、会議規則の夕方5時まで議長室で議長および残り数名の同僚議員たちと待機したが、帰宅したと思われる半数以上の議員には結局連絡が取れず、止むを得ず時間切れで役場庁舎を後にした。

●これが、ご期待いただいていた「一般質問」や「委員会」を開催して、活力ある議会活動の第一歩を踏み出そうとした「村議ひぐち」の初・定例議会の顛末でした。

私は、神聖な議場において、最長老でありしかも議会運営を円滑に進める重大な役割と責任を担っている議会運営委員長自らが、議会運営のルールを無視し、今回の定例議事を混乱と流会に陥れる原因を計画し実行した天野凱弘議員の責任は、極めて重いものと判断しています。

これは明らかに、定例議事を招集した村長と村民への背信行為であると思います。

### 東京電力所有地買上げに関する情報

私は、建設反対のための反対をしているものではありません。村の当該土地取得の経緯について、**契約の違法性**や行政が行ってはいけない**住民への権利侵害**を問題にしているのです。

この土地は、山中湖村が「公園用地」「広場用地」として、また交流プラザ用地として、平成12年12月26日、平成13年3月26日、同年6月20日の3回に分けて東電から取得し所有権移転登記をしています。

しかしながら、全部の登記簿謄本には「発電用水の貯留および洪水時の一時湛水」を目的とした「**地役権設定**」登記が同時に行われています。つまり東電は「山中湖村に土地は売ったが今までどおりこの土地に水を溜めてもいい」という権利をわざわざ設定したのです。(従って現在も東電の事業に供される事業利用地なのです)

しかも、「浸水によって土地や工作物(建物や施設)に損害が発生しても、山中湖村は一切東電に対して損害賠償請求をしない」という**権利放棄の特約付「契約」**を交わしているのです。(権利放棄は議会議決事項です)

そして、東電はこの土地を「発電のために水を溜める土地で、一般には計り知れない危険を伴う事業用地だ」として、農地買収にも応じなかったことは平野の人達は皆知っています。

私は、その「一般には計り知れない危険を伴う」場所に、しかも、被害が発生しても損害賠償請求権を放棄した場所に、21億円もの莫大な税金を投入し、毎年7~8000万円以上の維持管理費がかかる(企画課長の言)施設を作る、ということが理解できません(費用対効果)。

実は、それよりも根本的な問題は、こういう売買契約は「法律に違反し無効」なのです。(地方自治法238条の四)つまり「契約そのものが無効」(同四-3)なのです。

しかも、購入した土地に、東電が水を溜める権利設定や損害賠償請求権を放棄した契約がなされている重大な事実があります。村民は当然のこと、土地購入を議決した当時の議員さんは知っていたのでしょうか。

したがって私は、入会権の問題と同時に、村の所有権にかかわる根本的な問題(権利移転が有効でないのに、約4億円もの金員を支払った)であると考え司法の判断を仰いでいるのです。

#### 追記

27日臨時議会召集、天野凱弘議員ら8名の欠席により流会となりました。

私へ「訴訟の取下げと謝罪」を求める要請書が議長宛提出されましたが、これらは議会制民主主義を自ら否定する暴挙であり、訴訟を取下げないことを表明します。

#### お知らせ

「ひぐちの議会報告会」を開きます。紙面ではお伝えできなかった内容や、説明などご報告します。多数のご参加をお待ちします。

村政についてのご意見・提言を沢山いただいております。さらにはいろいろなお考えを聞かせてください。これからの活動に役立てます。

6月29日(日)19:00~21:00  
旭日丘中央公民館